

1 保険料の決まり方(令和6・7年度)

◆年間保険料の計算方法

加入者全員が均等に負担

均等割

52,953円

+

本人の前年の所得金額に応じた負担

所得割

(賦課のもととなる所得金額※1) × **11.79%**

=

1年間の保険料※2

限度額80万円
100円未満切り捨て

※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です。

※2 年度途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- ・一定以下の所得(年金収入153万円～211万円相当)の方は令和6年度の所得割率が**10.92%**となります。
- ・「令和6年3月末までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を**73万円**とします。

保険料算定に用いる「所得」の考え方

前年の収入

-

必要経費

(公的年金等控除額や給与所得控除額など)

=

所得

(社会保険料控除や扶養控除などの「所得控除」を差し引く前の金額)

※非課税所得(遺族年金や障害年金)は含みません。

2 保険料の軽減・減免について(令和6年度)

1 均等割の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主(被保険者以外の場合を含む)の所得の合計に応じて、次のとおり軽減されます。

均等割額が軽減される世帯 (<u>~~~~~</u> 部分は給与所得者等が2人以上の場合に計算します)	軽減割合	軽減後の 均等割額
43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割	15,885円
43万円+(29.5万×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割	26,476円
43万円+(54.5万×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割	42,362円

- 「給与所得者等」とは、以下のいずれかに該当する方となります。
 - ・給与等の収入金額が55万円を超える方
 - ・公的年金の収入金額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

2 会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料は、右記の金額となります。

※ 1 均等割の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が優先。

均等割額	5割軽減(26,476円) (制度加入から2年を経過する月まで)
所得割額	かかりません(負担なし)

3 保険料を納めることが困難な場合

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な場合はお住まいの市区町村窓口へご相談ください。申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。